

毎月勤労統計の不正処理問題が発覚してから1か月以上が経過した。全貌は未だ不明だが、はっきりしたことは①2004年から東京都における一般労働者数500人以上の事業所について、対外的な説明なしにひそかに、本来行うべき賃金の全数調査を怠り、3分の1の抽出調査に切り替えられたこと、②その際、本来当然に行うべき補正措置がとられなかったこと（賃金水準が相対的に高い東京都におけるサンプル数を3分の1に圧縮し、サンプル数を補正しなければ、東京都の賃金サンプル数のウェイトがその分低下し、日本全体の賃金水準を引き下げることが自明であろう）、③しかしながら②に係る東京都のサンプル数の補正が2018年からひそかに開始されたこと、④さらに2018年から一般労働者数30人以上499人以下の中規模事業者について、入れ替えをしない場合の数値が公表されたこと（④の問題は元々サンプル調査であり、入れ替えの是非については複雑な問題であるので、以下ではこれ以上とりあげない）。

この結果、賃金データが過小となり、2004年以降の毎勤統計から導かれる雇用保険給付額も過少となって、追加給付が必要になっている中で、毎勤統計の元データが、2011年以前については廃棄されており、追加給付額の検証が困難になるという重大な問題が発生していることである。

行政にとって、全数調査がコスト的に負担である場合があり、サンプル調査が志向されたことは理解できる。サンプル調査は統計的有意性を損なうわけではなく、十分に選択肢になり得るからである。しかし、本来認められていないサンプル調査をひそかに言い、かつ、その補正を行わなかったことは弁解の余地がない。また、これは、統計の専門家の育成とか第三者機関によるチェックというような高度の政策判断を要する課題ではなく、なぜ当たり前のことが実行できなかったのかという問題である。時間をかけずに再発防止策を確立することが望まれる。

野党は「アベノミクス偽装」という標語で政府を追及する構えであるが、大事な問題は、データの取り方に依らず、賃金水準の低い女子を中心とした非正規雇用の増大により、平均名目賃金（従って消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）がプラスである限り平均実質賃金も）低下傾向にある事である（賃金について名目値と実質値が区分されるのは、支給される給与の額面（名目賃金）が同じでも、支給される時点の物価（具体には消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の状況によって購買力が異なるためである）。これを経済政策としてどう評価しどう改善するのが現在、政府が解明すべき最大の急務である。

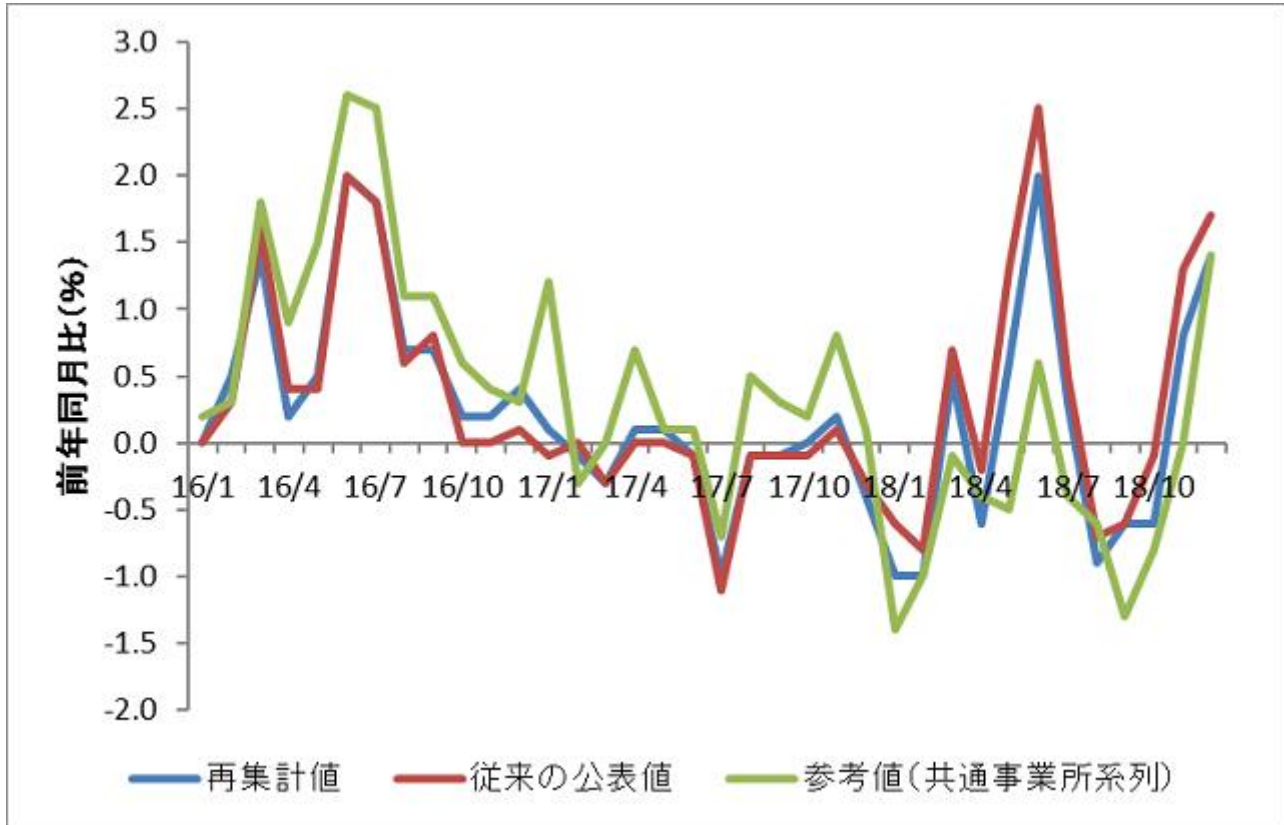
（参考）毎勤統計の不正が実質賃金の動向にどう影響するのか

この課題について中里透一橋大学国際・公共政策大学院客員准教授が、「SYNODOS」に以下のような趣旨の投稿をされているので概要を紹介したい。

3つの系列（従来の公表値、再集計値、参考値（共通事業所系列））がいずれも利用できる2016年～18年の期間について実質賃金（対前年同月比）の動向をみると（図表）、18年中については再集計値が従来の公表値をほぼ一貫して下回って推移している。これは18年の各月の賃金の比較対象となる17年の各月の賃金について、再集計値では従来の公表値よりも水準が総じて高めに出ることから、18年のデ

ータを分子、17年のデータを分母として前年同月比を求めると、その分だけ伸び率が低くなるためである。

図表 最近時点における実質賃金の推移



- (注) 1. 図表は、2019.2.18、中里透「実質賃金についてどう考えるか (SYNODOS)」から引用。データの出所は厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」。
2. 毎月勤労統計では従来の公表値（適切な統計処理を行っていないデータ）と再集計値（適切な統計処理を行った改定後のデータ）という2つの系列のデータが公表されている。
3. 「参考値」とは2017年と2018年に継続して調査対象となっている事業所（共通事業所）をもとにしたデータのことであり、再集計値を実質化したデータを参考値（共通事業所系列）として示した。

2017年の実質賃金について、再集計値のほうが従来の公表値よりも水準が総じて高めに出るのは、適切な統計処理が行われていなかった東京都の事業所（従業員数500人以上）の賃金が、他の道府県の事業所の賃金よりも総じて高いからである。このため、適切な統計処理（復元）がなされてこれらの事業所の比重が高まると、その分だけ従来の公表値よりも17年の賃金の水準が上方修正されることになり、その結果、18年中の実質賃金の伸び率は再集計値が低めに出ることになる。再集計値を基にした参考値（共通事業所系列）についても同様の傾向がみられる。

(荒井 俊行)